

札幌市環境影響評価条例施行規則（平成12年規則第21号）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(法対象事業についての手続)</p> <p>第55条 市長は、<u>条例第44条第1項</u>において準用する条例第25条第1項の規定により公聴会を開催する場合には、あらかじめ、条例第23条の規定の例により、準備書に係る見解書（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第19条の書類をいう。以下この項において同じ。）について告示し、及び当該準備書に係る見解書を縦覧するものとする。</p> <p>2 <u>第31条から第33条までの規定は、条例第44条第1項</u>において準用する条例第24条第2項の規定により市長が札幌市環境影響評価審議会の議を経ようとする場合及び<u>条例第44条第1項</u>において準用する条例第25条第1項の公聴会について準用する。この場合において、第31条第2号中「準備書に係る見解書」とあるのは「準備書に係る見解書（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第19条の書類をいう。）」と、第32条中「<u>条例第25条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第44条第1項</u>において準用する条例第25条第2項」と、<u>第33条</u>中「準備書に係る見解書」とあるのは「準備書に係る見解書（環境影響評価法第19条の書類をいう。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(法対象事業についての手続)</p> <p>第55条 市長は<u>条例第44条第1項及び第2項</u>において準用する条例第25条第1項の規定により公聴会を開催する場合には、あらかじめ、条例第23条の規定の例により、準備書に係る見解書（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第19条の書類をいう。以下この項において同じ。）について告示し、及び当該準備書に係る見解書を縦覧するものとする。</p> <p>2 <u>第31条から第33条までの規定は、条例第44条第1項及び第2項</u>において準用する条例第24条第2項の規定により市長が札幌市環境影響評価審議会の議を経ようとする場合及び<u>条例第44条第1項及び第2項</u>において準用する条例第25条の第1項の公聴会について準用する。この場合において、第31条第2号中「準備書に係る見解書」とあるのは「準備書に係る見解書（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第19条の書類をいう。）」と、第32条中「<u>条例第25条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第44条第1項及び第2項</u>において準用する条例第25条第2項」と、<u>第33条第1項</u>中「準備書に係る見解書」とあるのは「準備書に係る見解書（環境影響評価法第19条の書類をいう。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>条例改正に伴い必要となる手続について定める。</p>

札幌市環境影響評価条例施行規則（平成12年規則第21号）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(道条例対象事業についての手続)</p> <p>第56条 第31条から第33条までの規定は、<u>条例第44条第2項</u>において準用する条例第24条第2項の規定により市長が札幌市環境影響評価審議会の議を経ようとする場合及び<u>条例第44条第2項</u>において準用する条例第25条第1項の公聴会について準用する。この場合において、第31条第2号中「準備書に係る見解書」とあるのは「準備書に係る見解書（北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」という。）第19条の書類をいう。）」と、第32条中「<u>条例第25条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第44条第2項</u>において準用する条例第25条第2項」と、<u>第33条</u>中「準備書に係る見解書」とあるのは「準備書に係る見解書（道条例第19条の書類をいう。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(道条例対象事業についての手続)</p> <p>第56条 第31条から第33条までの規定は、<u>条例第44条第3項</u>において準用する条例第24条第2項の規定により市長が札幌市環境影響評価審議会の議を経ようとする場合及び<u>条例第44条第3項</u>において準用する条例第25条第1項の公聴会について準用する。この場合において、第31条第2号中「準備書に係る見解書」とあるのは「準備書に係る見解書（北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」という。）第19条の書類をいう。）」と、第32条中「<u>条例第25条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第44条第3項</u>において準用する条例第25条第2項」と、<u>第33条第1項</u>中「準備書に係る見解書」とあるのは「準備書に係る見解書（道条例第19条の書類をいう。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>規定整備</p>